

	手続種類	提出期限	提出部数*1	添付書類*2	手数料*3
店舗販売業	許可申請	都度	1部	(1) 登記事項証明書(法人の場合) (2) 店舗(営業所)管理者及び従業員 ア. 薬剤師免許証 又は 販売従事登録証の写し イ. 雇用契約書の写し (3) (登録販売者を店舗管理者とする場合) 実務 従事証明書又は業務従事証明書及び根拠書類 (4) 店舗平面図、周辺の略地図 (5) 組織図又は業務分掌表(法人の場合) (6) 特定販売の業務内容(該当有の場合)	29,000円
	許可更新申請	有効期限 30日前	1部	当該許可証	11,000円
	廃止(休止・再開)届出	廃止から 30日以内	1部	廃止の場合は当該許可証	—
	変更届(事前)*4	事前に (変更する 日の前まで)	1部	変更に関する書類	—
	変更届(事後)*5	変更から 30日以内	1部	変更に関する書類	—
	許可証書換え交付申請	変更から 30日以内	1部	当該許可証	2,000円
	許可証再交付申請	都度	1部	汚損の場合は当該許可証	2,900円

*1: 控えを希望される場合は、更に1部御用意ください

*2: 添付書類については、既に同一の書類が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて静岡県知事宛に提出されている場合、各書類の参考事項欄に下記2点を記入することで省略が可能です。

①省略する書類の名称、②省略する書類を添付し提出した申請(届出)書の名称とその提出年月日

*3: 手数料については、静岡県収入証紙で御用意ください

*4: 変更届(事前)の対象となるものは以下の4項目です

- ①相談に応ずる電話番号その他の連絡先
- ②特定販売の実施の有無
- ③第92条第4項各号に掲げる事項
- ④店舗の名称

*5: 変更届(事後)の対象となるものは以下の7項目です

- ①店舗販売業者の氏名もしくは名称又は住所
- ②店舗の構造設備の主要部分
- ③店舗販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- ④当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第92条第3項各号に掲げる区分
- ⑤店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、その当該業務の種類
- ⑥店舗管理者の氏名又は住所
- ⑦店舗管理者以外に店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名